

理 由 書

朝霞都市計画道路 3・5・5 新河岸川通線の変更についての理由を示したものです。

I 朝霞都市計画区域における位置等

朝霞都市計画区域に含まれる土地の区域は、朝霞市の行政区域の全域です。

【朝霞市：3・5・5 新河岸川通線】

当該路線は、和光市との行政界を起点とし、J R 武蔵野線と立体交差して志木市との行政界に至る延長約 4, 240 m、幅員 12 m の幹線街路です。

II 変更の理由

3・5・5 新河岸川通線については、都市計画決定後、本路線の東側に並行して、主要幹線道路である一般国道 254 号和光富士見バイパスが事業化され、現在、一般国道 298 号から県道朝霞蔵線までの区間が供用されるとともに、その北側区間についても計画的に事業が進捗していること、更に、一般国道 254 号和光富士見バイパスの事業とあわせ周辺道路についても整備が進捗したことから、一般国道 254 号和光富士見バイパスが本路線の代替機能を果たすことが確実となったため、全線を廃止するものです。

III 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	内 容
3・5・5 新河岸川通線	—	—	—	・ 廃止する。

IV 関連する都市計画

朝霞都市計画道路の変更とともに、以下の都市計画を定める予定です。

- ①用途地域（朝霞市決定）
- ②高度地区（朝霞市決定）